

人間に関する研究の倫理指針

教育研究の現場から

京都大学・学術情報メディアセンター

喜多 一

「人間に関する研究」は、学術領域により人間の扱い方はかなり異なる。生命科学、医学など個人を単位とすることが多く、生命そのものの倫理に近い領域から、社会調査などを行う社会科学の領域まで研究の形態は多様であり、研究の倫理指針についても個別の学術領域が抱える（であろう）課題の検討を踏まえる必要がある。本論では教育現場での実践的研究を例に人間に関する研究の倫理について考察したい。

1. 教育実践と研究の相反性

他の社会的活動も同様であるが、教育においても「その改善のためには代替案の試行とその評価」といった研究的なリスクを取る活動が必要であるが、一方で実際の教育活動について、その時点での質を重視するなら「リスクを回避したい」という性向がある。とりわけ、学校教育においては、

- 教育の提供側がかなり強制力を持ってしまうこと、
- 教育活動が学習者個人を単位とするのではなく学校、クラスなどの集団を単位とすること、
- 教育の受け手の年齢が低く、自身で責任を取れないこと

などから教育活動においてリスクを取るものがより難しくする要因が多い。

また、仮設検証型の科学研究は成果の正当性を示すために実験において対照群を置くことなどを求めるが、教育実践では、対照群を置くことと学習者に適切な教育を提供することとの相反が生じる。

2. 倫理面で考慮すべき事項

教育実践について倫理面で考慮すべき事項は多岐にわたる。以下は必ずしも網羅されている訳ではないが、考慮すべき事項の整理を試みる。

実施目的の妥当性：実験の目的が妥当であることが求められよう。

実施方法の妥当性：実験に協力すること（やしないこと）が極端な（不）利益をもたらさないこと、実験方法が安全であること、などの視点で実施方法が妥当なものであり、なおかつ実験の協力者（あるいはその保護者や適切な代理者）などの同意を得られていることが必要であろう。

コンテンツの妥当性：教育における実験的研究では何らかのコンテンツを実験協力者に提示することになるが、それが有害なものでないことが求められる。

事後データの取り扱い：デジタルデータがインターネットで流通するようになったため、データの不注意な取り扱いは実験協力者、とりわけ子どものプライバシー保護の観点から深刻な問題と成りえる。顔写真などは第三者にどのような使われ方をするのか分からないため慎重さが求められる。

3. 体制と説明責任

上記のように注意すべき事項が多岐にわたるために、それを常に明文化して点検することが求められるし、それが適切になされたかどうかを第三者が検証するなどの体制を整備しておくことが研究上の説明責任を果たすために求められるのではないかと。